

川崎市幸区公告 第27号

国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年6月12日

川崎市幸区長 山口 美穂

（別紙は、公示期間経過後に削除いたします。）